《見直しの背景》

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上になり始め、医療費の増大が見込まれています。 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)

の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しです。

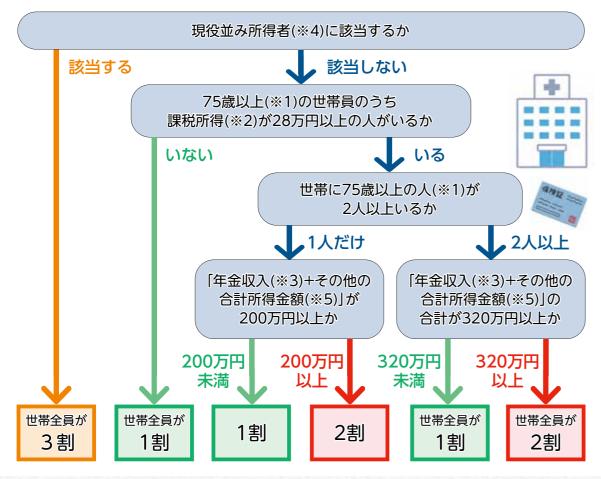
今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を 未来につないでいくためのものです。



《窓口負担割合2割の対象判定》

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人(※1)の課税所得(※2)や年 金収入(※3)をもとに、世帯単位で判定します。

令和3年中の所得をもとに、令和4年8月ごろから判定が可能になり、9月ごろに被保険者証を送 ります。



注釈

- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の人(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から 認定を受けた人を含む)。
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等 控除など、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し 引いた後の金額のことです。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者 (※1)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合 が2割になります。

変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

	9月30日まで			10月1日から	
	区分	医療費負担割合	→	区分	医療費負担割合
	現役並み所得者	3割		現役並み所得者	3割
	一般所得者 など*	1割		一定以上の 所得のある人	2割
				一般所得者 など**	1割

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担です。

《負担を抑える配慮措置》

令和4年10月1日から3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人の、 1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3.000円ま でに抑えます(入院の医療費は対象外)。同一の医療機関での受診は、上限額 以上窓口で支払わなくてよい取り扱いとなります。そうでない場合は、差額 を高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、9~10 <u>月ごろ</u>に申請書を<u>郵送</u>する予定です。申請書が届いたら、記載の内容に沿っ て、口座の登録をしてください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(2-1)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻しなど (3-4)	2,000円

注意!

電話や訪問での口座 情報登録のお願いや、 カード、通帳を預か ることはありません。 ・ATMの操作をお願い することはありませ h_{\circ}

配慮措置

1カ月5,000円の 負担増を 3,000円までに 抑えます

問い合わせ

令和4(2022)年4月号